

九度山町事業復活奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、自らの事業判断によらず需要の減少又は供給の制約などの影響を大きく受けている事業者に対して、奨励金を予算の範囲内において給付することにより、事業の継続及び立て直しのための取組を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 九度山町事業復活奨励金（以下「奨励金」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人事業主及び法人に対して給付するものとする。

(1) 個人事業主

ア 令和4年10月1日において、九度山町内に住所を有する者

イ 令和3年分の確定申告又は令和4年度分の町県民税申告において事業収入の申告をしている者又は雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入として、給与収入又は雑収入の申告をしている者。ただし、令和4年1月1日以降に開業、新規に就農した者又は新規に雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動から収入を得ている者等にあつては、令和4年分の確定申告又は令和5年度分の町県民税申告を行うことを条件に、税務署に「開業届」を提出している開業者、農業を営んでいることを証明できる就農者及び雇用契約によらない業務委託契約等により収入を得ていることを証明できる者

ウ 今後も事業を継続及び立て直ししていく意思があることを誓約できる者

エ 町税の滞納及び使用料、手数料等町への債務不履行がない者

(2) 法人

ア 令和4年10月1日において、九度山町内に本店又は主たる事務所を有する法人

イ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度分の確定申告をしている法人。ただし、令和3年11月1日以降に新たに設立された法人であつて、申請日の属する事業年度の直前の事業年度分の確定申告ができない法人は、申請日の属する事業年度の確定申告を行うことを条件に、税務署に「法人設立届出書」を提出している法人

ウ 前号ウ及びエの要件を満たす法人

(不給付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、奨励金を給付しない。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 政治団体

(5) 既に奨励金の給付を受けた者

(6) 前各号に掲げるもののほか、奨励金の目的に照らして適当でないと町長が判断する者

(交付金額)

第4条 奨励金の金額は、5万円とする。

2 同一の者が複数の法人又は事業者の代表者となっている場合は、いずれか一つの法人又は事業者に対してのみ奨励金を給付する。

(申請及び期限)

第5条 奨励金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、九度山町事業復活奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、令和5年1月31日までに町長に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 令和3年分（法人にあっては、申請日の属する事業年度の直前の事業年度分）の事業収入等の申告書類

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 業務委託契約等収入があることを示す書類（給与収入又は雑収入の申告をしている者に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行ってその内容を審査し、その結果を九度山町事業復活奨励金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 町長は、奨励金の交付決定通知を行った申請者に対して、交付決定日から起算して30日以内に奨励金の交付を行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により奨励金を受けたとき、又は奨励金に過納若しくは誤納があったときは、当該申請者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

九度山町長 様

九度山町事業復活奨励金交付申請書

私は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、自らの事業判断によらず需要の減少又は供給の制約などの影響を受けている現状において、事業の継続及び立て直しのため、交付要綱第5条に基づき奨励金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

申請者 (法人の場合) 代表者	住所	
	氏名	
法人名又は商号		
事業所の所在地		
連絡先		

《申請内容》

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人（新規創業者） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人（新規創業者）
------	--

事業種別	
------	--

申請額	5 0 0 0 0 0 円
-----	---------------

《給付金振込口座情報》

口座名義人 (カナ)											
銀行振込の場合						口座番号					
銀行			支店			<input type="checkbox"/> 普通					
農協			出張所			<input type="checkbox"/> 当座					
郵便局の通帳に振込の場合				通帳記号				通帳番号			
				1 0 -							

誓 約 書

年 月 日

九度山町長 様

事業所所在地
法人名又は商号
代表者氏名

私は、九度山町事業復活奨励金の申請及び請求について、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、必要な場合には関係機関（九度山町税務課、和歌山県警等）に個人情報等を照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己、自己の法人、団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、関与している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 申請書に記入した内容に間違いはありません。
- 3 今後も本申請での事業を継続及び立て直ししていく意思があることに間違いありません。
- 4 申請日の属する年の翌年において確定申告又は町県民税の申告を行います。
- 5 奨励金支給後に疑義が生じ、奨励金返還を求められた場合、直ちに従います。

様

九度山町長



九度山町事業復活奨励金交付決定（却下）通知書

先に申請のありました奨励金について、下記のとおり交付決定（却下）しましたので、通知します。

記

交付の可否	1 交付する 2 交付しない
(却下理由)	
交付金額	円